

## 水質試験検査報告書

依頼日 2022年09月16日

発行日 2022年09月20日

水道法第20条第3項厚生労働大臣登録 第75号  
建築物飲料水水質検査業登録 福島県6水第15号

株式会社 江東微生物研究所

本社 東京都江戸川区西小岩5-18-6

電話 (03)3672-1251(代)

試験所 株式会社 江東微生物研究所

環境分析センター

福島県いわき市好間工業団地4-18

電話 (0246)36-8558

取扱営業所：東京支所

電話：(03)3671-5941

八丈町公営企業管理者

様

郵便番号 100-1498

住所 東京都八丈島八丈町大賀郷2551番地2

電話番号 04996-2-1128

依頼社名	東京都八丈町役場				事業種別							
施設名					検体名	給水						
採水場所	No.5 横間海岸シャワー場(大里浄水場系管末)				水源							
採水日	2022年9月16日		9:05		採水者	沖山		遊離残留塩素	0.4 mg/L			
天候	前日				気温							
	当日				水温							
試験項目		試験結果		基準値		試験項目		試験結果		基準値		
1	一般細菌	0 個/mL		100個/mL以下		27	総トリハロメタン			0.1mg/L以下		
2	大腸菌	不検出		検出されないこと		28	トリクロ酢酸			0.03mg/L以下		
3	トリハロメタン及びその化合物			0.003mg/L以下		29	ブロモシクロメタン			0.03mg/L以下		
4	水銀及びその化合物			0.0005mg/L以下		30	ブロモホルム			0.09mg/L以下		
5	セレン及びその化合物			0.01mg/L以下		31	ホルムアルデヒド			0.08mg/L以下		
6	鉛及びその化合物			0.01mg/L以下		32	亜鉛及びその化合物			1mg/L以下		
7	ヒ素及びその化合物			0.01mg/L以下		33	トリハロメタン及びその化合物			0.2mg/L以下		
8	六価クロム化合物			0.02mg/L以下		34	鉄及びその化合物			0.3mg/L以下		
9	亜硝酸態窒素			0.04mg/L以下		35	銅及びその化合物			1mg/L以下		
10	シアン化合物(自由)及び塩化シアン			0.01mg/L以下		36	トリハロメタン及びその化合物			200mg/L以下		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			10mg/L以下		37	マンガン及びその化合物			0.05mg/L以下		
12	フッ素及びその化合物			0.8mg/L以下		38	塩化物イオン	34.8 mg/L		200mg/L以下		
13	砒素及びその化合物			1mg/L以下		39	カルシウムイオン等(硬度)			300mg/L以下		
14	四塩化炭素			0.002mg/L以下		40	蒸発残留物			500mg/L以下		
15	1,4-ジオキサン			0.05mg/L以下		41	陰イオン界面活性剤			0.2mg/L以下		
16	シクロプロピレン及びその化合物			0.04mg/L以下		42	ジエチルエーテル			0.0001mg/L以下		
17	シクロメタン			0.02mg/L以下		43	2-メチルイソプロパノール			0.0001mg/L以下		
18	テトラクロロエチレン			0.01mg/L以下		44	非イオン界面活性剤			0.02mg/L以下		
19	トリクロロエチレン			0.01mg/L以下		45	フェノール類			0.005mg/L以下		
20	ベンゼン			0.01mg/L以下		46	有機物(TOC)	0.3 mg/L未満		3mg/L以下		
21	塩素酸			0.6mg/L以下		47	pH値	7.9		5.8 ~ 8.6		
22	クロ酢酸			0.02mg/L以下		48	味	異常なし		異常でないこと		
23	クロホルム			0.06mg/L以下		49	臭気	異常なし		異常でないこと		
24	シクロ酢酸			0.03mg/L以下		50	色度	0.5 度未満		5度以下		
25	ジブロモクロメタン			0.1mg/L以下		51	濁度	0.1 度未満		2度以下		
26	臭素酸			0.01mg/L以下		52						
判定	適合：上記検査項目については、水道法水質基準に適合です。											
備考	色度実測値：0.00度 濁度実測値：0.000度											
試験期間	2022年9月16日				～				2022年9月20日			
検査責任者	副センター長 今野 英明				水道法水質基準項目の検査方法及び採水方法は平成15年厚生労働省告示第261号によります。							